

2013 年度の最低賃金の引き上げ額が決定

—日本の最低賃金は世界の中で低い水準、賃上げの影響は?—



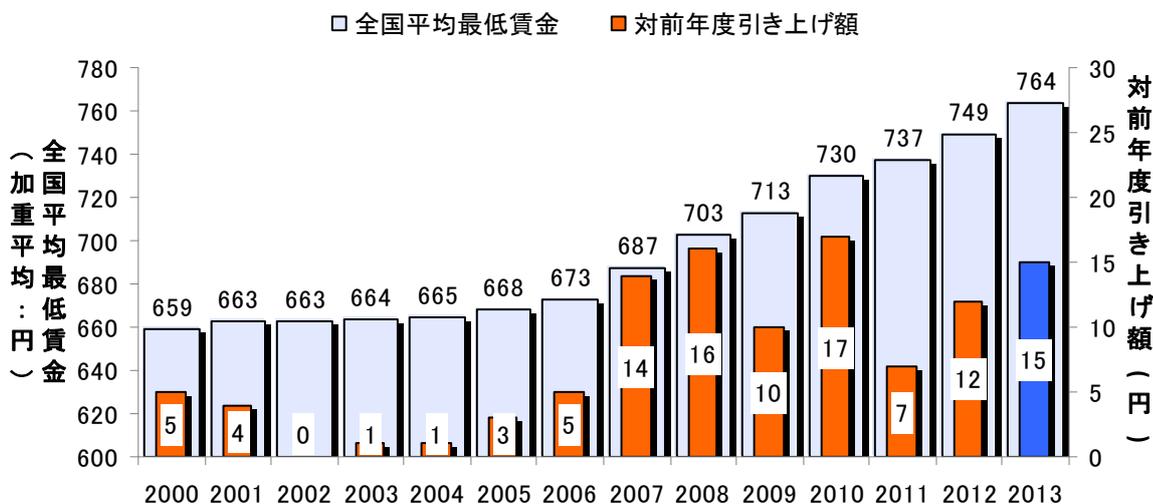
生活研究部 研究員 金 明中
matsuura@nli-research.co.jp

1—2013 年度の最低賃金の引き上げ額が決定

厚生労働省は9月10日、2013年度における全都道府県の最低賃金(時給)の改正結果を発表した。最低賃金の全国平均は前年度より15円高い764円となり、8月6日に中央最低賃金審議会小委員会が示した目安の全国平均763円(引き上げ幅14円)を上回った。上げ幅は、2010年度以来、3年ぶりの高い水準である。

図1を見ると、日本の最低賃金は2000年以降、継続的に上昇しており、特に2000年代後半からの引き上げ幅が大きい。その理由としては「最低賃金法の一部を改正する法律」が2008年7月1日から施行されたことが考えられる。「最低賃金法の一部を改正する法律」では、就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能することを求めており、政府は最低賃金を上げることでワーキングプア対策を行おうとしていたのである。

図1 全国平均最低賃金の推移



資料出所) 労働政策研究・研修機構 (2012) 『データブック国際労働比較 2012』などを参照に筆者作成

最低賃金が上昇し続けていることに対して、民間企業や個人事業所の平均給与は依然として低下傾向にある。国税庁の民間給与実態統計調査によると、2011年における民間企業や個人事業所の平均給与は、前年比0.7%減の409.0万円で、2年ぶりに減少した。平均給与はピークだった1997年(467.3万)以降、減少傾向が続き、1989年とほぼ同じ水準(402.4万円)まで下がってきている。

2012年度における地域別の最低賃金は東京都が850円で最も高い一方、高知県が652円で最も低く、両者の間には198円の差があった。さらに、今回の最低賃金の改正により東京都は最低賃金を19円(最低賃金869円)引き上げたことに対して高知県は12円(最低賃金664円)の引き上げに留まっており、両者の差は205円まで広がることになった。最低賃金の地域間格差が広がることに対する懸念の声もある一方、森川は「2007年以降、大都市圏を中心に最低賃金の引き上げが急速に進められてきた結果、名目最低賃金の地域間格差は拡大傾向にあるが、物価水準の地域差を補正した実質最低賃金の格差は逆に縮小している。」と主張している。

今回の最低賃金引き上げの効果のポイントを挙げると、最低賃金で働く人の手取り収入が生活保護を下回る「逆転現象」が、ほぼ解消されることになったことである。逆転現象は、11都道府県で起きており、最低賃金と生活保護との差額が最も大きかった北海道では、時給ベースで最低賃金と生活保護の差額がマイナス22円になっていた。今回の最低賃金の引き上げによりこの11都道府県のうち、北海道を除く10都府県で、逆転現象が解消されることとなった。

表1 最低賃金と生活保護の差額(時給ベース)

単位:円										
北海道	東京	広島	宮城	神奈川	大阪	埼玉	兵庫	京都	青森	千葉
-22	-13	-11	-9	-9	-8	-6	-4	-3	-2	-1

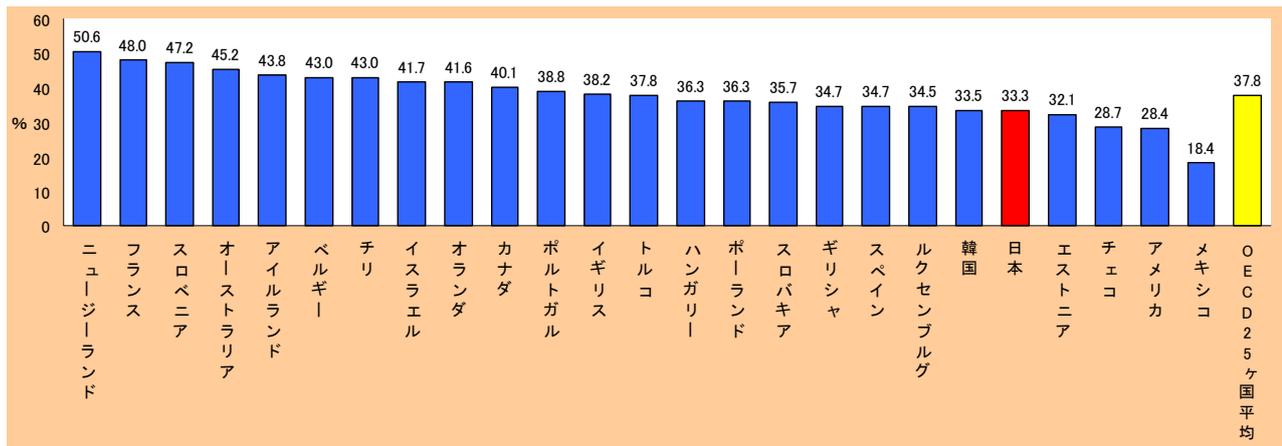
2—OECD 主要国と比べた日本の最低賃金の水準

さて、逆転現象は解消されるにいたったが、そもそも、日本の最低賃金は他の国と比べてどのぐらいの水準になっているのか。図2は、OECD主要国における平均賃金に対する最低賃金の水準を示しており、日本の場合は33.3%でOECD25ヶ国の平均37.3%を下回っている。また、25ヶ国のうち、日本より低い国はエストニア、チェコ、アメリカ、メキシコしかなく、日本の最低賃金が他の国に比べて低い水準であることが分かる。

また、図3はOECD主要国における賃金の中位値に対する最低賃金の水準を示している。日本の場合は38.4%でOECD24ヶ国の平均49.5%を大きく下回っており、比較対象の国の中で日本より低い国はアメリカやチェコしかない。

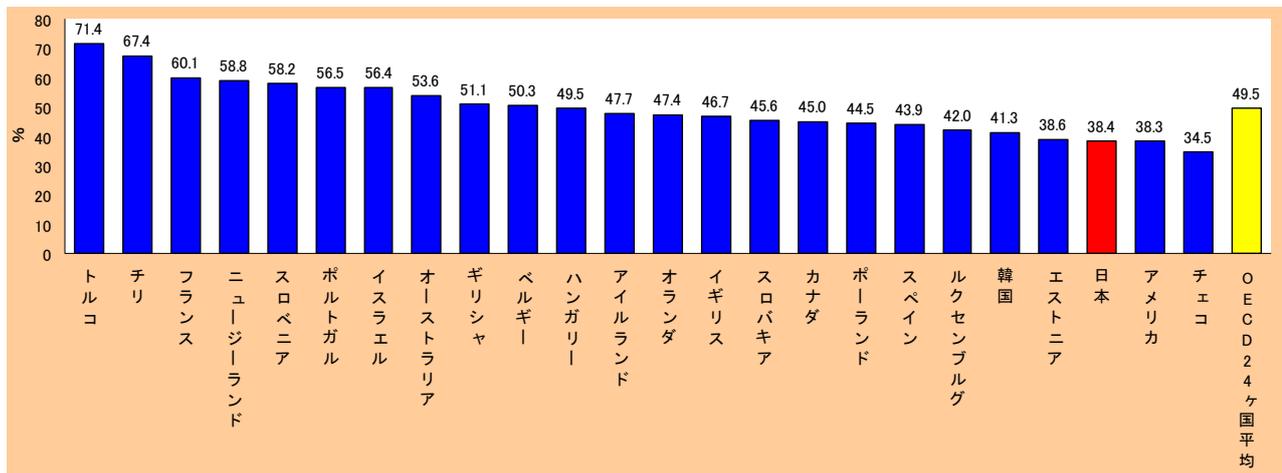
¹ 森川政之(2013)「最低賃金と地域間格差：実質賃金と企業収益の分析」RIETI Discussion Paper Series 13-J-011

図2 OECD 主要国における平均賃金に対する最低賃金の水準(2011年)



資料出所) OECD.StatExtracts , “Dataset: Minimum relative to average wages of full-time workers”より筆者作成

図3 OECD 主要国における賃金の中位値に対する最低賃金の水準(2011年)



資料出所) OECD.StatExtracts , “Dataset: Minimum relative to average wages of full-time workers”より筆者作成

なぜ日本の最低賃金の水準は他の国と比べて低いのか。日本は1959年に最低賃金法を制定したが、当時は終身雇用や年功序列という制度が定着しており、入社してから暫くの間は生活が苦しくても将来的には安定的な生活が保障されていたので、最低賃金のレベルは大きな問題にはならなかった。また、当時のパートやアルバイト等の非正規労働者は学生や主婦などが多く、家計を担うという責任を持っていた人は少なかった。こういう日本的な仕組みが維持されてきたので、他の国と比べて最低賃金が低くても大きな問題にはならなかった。

ところが1990年代以降、終身雇用や年功序列型賃金制度が徐々に崩壊し、家計を担わなければならない非正規労働者が増加することになった。つまり、以前とは非正規労働者の性格が変わってきたのである。

3—最低賃金引き上げの影響は？

今回、最低賃金の引き上げが高水準で決着したのは、安倍政権の強い意志が反映されたものと言える。安倍政権の新たな成長戦略「日本再興戦略」では「全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める。その際、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を拡充する。」と最低賃金引き上げに対して明確かつ意欲的に言及している。

政府としては最低賃金を引き上げ、①アベノミクスの効果が企業のみならず、労働者にも広がり、労働者の実質所得を向上させることや、②賃金上昇が労働者のやる気を増加させ、生産性向上に繋がることを願っているだろう。では、引き上げ幅は十分だったのか。今回の賃上げにより北海道を除いたすべての地域で「逆転現象」が、解消されることになったことは高く評価できると思う。

しかしながら、本文でも言及したように、日本の最低賃金の水準は他の国と比べて低く、さらに正規労働者と非正規労働者間の賃金格差が依然として大きく残っている。例えば、最低賃金が最も高い東京で今回の引き上げを反映した最賃で1ヶ月160時間(週40時間)を働いた場合の給料は139,040円である。1人暮らしなら何とか生活できるが、働く人が世帯主である場合には憲法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことは不可能である。最低賃金の更なる引き上げを含めて、働く貧困層に対する十分な対策が必要であるだろう。

企業の立場からは、最低賃金の引き上げが企業の人件費負担を増加させ、競争力の低下や利益の減少に繋がるという懸念の声が高い。その結果、人件費負担の上昇を回避すべく非熟練労働者や正規労働者の採用が減少するという主張もある。しかしながら今までの研究結果を見ると、最低賃金の引き上げが雇用喪失に影響を与えたという結果もある一方、雇用喪失効果が確認されていないという反対の結果もでている。正規労働者の減少は最低賃金の引き上げだけが原因ではなく、最近改正が検討されている「労働者派遣制度」など他の要因も影響を与えている。さらに、日本の最低賃金の水準がOECD諸国の中でも低いことを考えると、国際競争力だけを云々することは時代遅れの発想かも知れない。但し、経営が厳しい中小企業や小規模事業者に対しては安倍政権が「日本再興戦略」の中で述べている通り支援制度を拡充するのが望ましいであろう。

円安による物価上昇や消費税増税が予定されている中で実施された最低賃金の引き上げが、労働者の生活や企業活動、そして雇用にどのような影響を与えるのか、今後の動きに注目するところである。